

仁愛大学 I R 推進室規程

(目的)

第 1 条 この規程は、仁愛大学組織規程第 36 条第 2 項に基づき、I R 推進室の所掌事項及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(所掌業務)

第 2 条 I R 推進室の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・学生支援に関する各種情報の収集に関する事項
- (2) 前号により収集した情報の分析・評価に関する事項
- (3) 前号により分析・評価を行った結果の学内利用に関する事項
- (4) 前 3 号に係るシステムの整備に関する事項
- (5) その他 I R に関する事項

2 I R 推進室において個人情報を取り扱うにあたっては、学校法人福井仁愛学園個人情報の保護に関する基本ポリシー及び学校法人福井仁愛学園個人情報の保護に関する規程、仁愛大学個人情報の保護に関する規則を遵守し、利用目的の特定、管理等、その他適正な保護に努めなければならない。

(I R 推進室の構成)

第 3 条 I R 推進室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 室員

2 室長及び室長補佐には、学長が指名する教員をもって充てる。

3 室長は、I R 推進室の業務を総括する。

4 室長補佐は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 室員は、学長が指名する事務職員をもって充てる。

6 室長及び室長補佐の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第 4 条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(I R 推進協議会)

第 5 条 I R 推進室に、I R 推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の所掌事項)

第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教学 I R に係る目標の設定及び実施計画の策定
- (2) 収集した情報の分析結果の評価
- (3) 分析・評価を行った結果の学内利用の促進
- (4) その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成)

2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) I R 推進室長
- (6) I R 推進室室長補佐
- (7) 事務長
- (8) その他学長必要と認めた者

2 協議会に委員長を置き、学長をもって充てる。

3 委員長は会議を招集し、議長となる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 I R 推進委員会規程(平成28年8月23日制定)は廃止する。